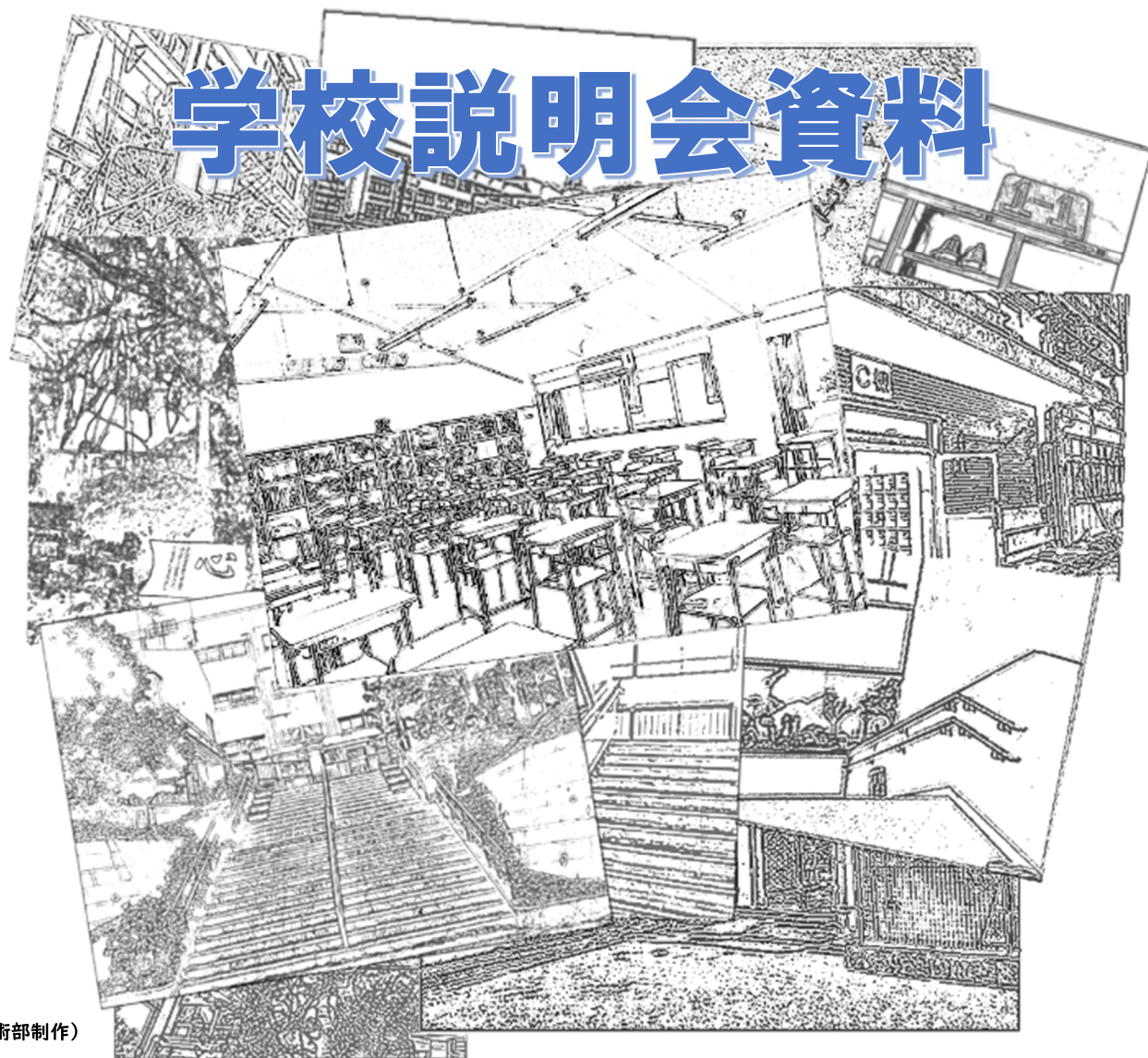


令和8年度

学校説明会資料



(R7 美術部制作)

- ① 本校教育活動計画と方針
- ② 学校生活について
- ③ 学習について
- ④ 進路について
- ⑤ 年間行事予定表
- ⑥ 災害発生時における生徒の安全確保等の対応について

横浜市立谷本中学校

学校教育目標	「たくましく、生きる力を育むために」				
	○自ら学習に意欲的に取り組む姿勢と、確かな学力を育てます。【知】 ○豊かなかわり合いを通して社会性を育み、思いやりの心を育てます。【徳】【公】 ○自他の生命を尊重し、心身の健康を維持・向上していく力を育てます。【体】【開】				
学校概要	創立 79 周年	学校長 柊澤 一彦	副校長 山本 良	二 学期制	一般学級: 19 個別支援学級: 3
	児童生徒数: 672 人		主な関係校: 谷本小学校、つじが丘小学校、藤が丘小学校、さつきが丘小学校		

教育課程全体で 育成を目指す資質・能力	谷本中 ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける 育成を目指す資質・能力を踏まえた 「9年間で育てる子ども像」と具体的取組
<言語能力> <豊かな心・健やかな体> <コミュニケーション力>	谷本中学校 谷本小学校 つじが丘小学校 藤が丘小学校 さつきが丘小学校	「笑顔であいさつ ～自分を認め、相手を認め～」 ○合同教科・領域研修会を開催し、授業づくりを推進します。 ○児童生徒交流会を実施し、小から中への円滑な接続を進めます。 ○小学校の授業との連携を通して、児童理解を進めます。

中期取組目標	○生徒一人ひとりを大切にしながら、まちとともに歩む学校づくりを進めます。 ・学習意欲を高め、確かな学力を身につける授業の実践を進めます。 ・あいさつと人権尊重の精神を基盤に、思いやりの心を育てます。 ・地域の一員としての自覚を持たせ、豊かなかわり合いを通じた社会性を育てます。
--------	---

重点取組分野	具体的取組				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">知</td> <td>学習指導</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>学習指導部</td> </tr> </table>	知	学習指導	担当	学習指導部	①育成をめざす資質・能力をふまえた校内授業研や小中一貫教育推進ブロック内で授業研を行うことで、 生徒が主体的に取り組む授業 づくりを進めていく。 ②日々の授業を大切にしながら、 生徒からのアンケート や 校内授業研究の振り返り をもとに授業改善を行う。
知	学習指導				
担当	学習指導部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">徳</td> <td>人権教育</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>人権推進部</td> </tr> </table>	徳	人権教育	担当	人権推進部	①小中一貫教育推進ブロックの あいさつ活動を意識し 、「誰もが過ごしやすい学校づくり」を連携して進める。 ② さまざまな体験や活動、多くの人との関わり を通し、人権感覚や、地域の一員としての自覚を高める。
徳	人権教育				
担当	人権推進部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">体</td> <td>健康教育</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>保健安全指導部</td> </tr> </table>	体	健康教育	担当	保健安全指導部	① 体育活動を通じて多様な運動を体験 させ、運動習慣の形成や体力向上を図り、健康的なスポーツ活動を楽しむ基盤を育む。 ② 生徒が主体的に健康な生活を実践 できるよう、 健康や安全についての理解 が深まる取組を進める。 ③給食の全員喫食に合わせ食育の推進を図り、校内体制を整え健全な食生活の推進に繋げる。
体	健康教育				
担当	保健安全指導部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">公開</td> <td>キャリア教育</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>特活指導部・総合推進部</td> </tr> </table>	公開	キャリア教育	担当	特活指導部・総合推進部	①学校教育活動を通して、人と関わり、体験する中で、生徒一人ひとりのより良い自己実現に努める。 ② 系統的なキャリア教育展開 のために、1年では 職業講話 、2年では 職場体験 、3年では卒業後の進路学習～進路選択へつなげる。
公開	キャリア教育				
担当	特活指導部・総合推進部				
<table border="1"> <tr> <td>いじめへの対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>いじめ防止対策委員会</td> </tr> </table>	いじめへの対応		担当	いじめ防止対策委員会	① 子ども会議等において、いじめについて生徒自らが考え、話し合う機会を年間計画に設定し未然防止の取り組み を実践する。 ② 相談活動とアンケートを年間を通して実施 し、生徒一人ひとりの理解や支援につなげる。 ③定期的にいじめ防止対策委員会を実施し、各案件の経過確認を丁寧に行い、組織的対応を図る。
いじめへの対応					
担当	いじめ防止対策委員会				
<table border="1"> <tr> <td>人材育成・組織運営(働き方)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>教務部・メンターチーム</td> </tr> </table>	人材育成・組織運営(働き方)		担当	教務部・メンターチーム	① 環境整備とその維持等 を通して、働きやすい職場環境づくりを継続して進める。 ② 校内研修を計画的に実施 しながら、人材育成を図る。 ③働き方改革の視点から、部活動の外部人材の活用を継続していく。
人材育成・組織運営(働き方)					
担当	教務部・メンターチーム				
<table border="1"> <tr> <td>地域学校協働活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>各指導部</td> </tr> </table>	地域学校協働活動		担当	各指導部	①「9年間で育てる子ども像」を具体化するために、自校の学校運営協議会だけでなく、小中一貫教育推進ブロック合同の学校運営協議会とも連携しながら、地域の教育力を学校経営に生かす。 ② 学校だよりやHP等を通して情報発信 に努め、教育活動への理解、協力、支援を引き続きいただく。
地域学校協働活動					
担当	各指導部				
<table border="1"> <tr> <td>生徒指導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>生活指導部</td> </tr> </table>	生徒指導		担当	生活指導部	①相談活動の充実を図り生徒一人ひとりの理解と支援につながる情報共有を教職員が継続して実践する。 ② 学校生活は社会生活である ということを大切に、教職員間の情報共有と組織的対応、保護者や関係機関との連携を進める。
生徒指導					
担当	生活指導部				
<table border="1"> <tr> <td>特別支援教育</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>特別支援教育委員会</td> </tr> </table>	特別支援教育		担当	特別支援教育委員会	① 特別支援教育委員会の定期開催と内容の充実 を図り、正確な現状把握と、 生徒一人ひとりの思いに基づいて 、支援を要する生徒への理解を深める。 ② 関係機関との連携 をより丁寧に行い、校内での特別支援教育の理解と充実を進める。
特別支援教育					
担当	特別支援教育委員会				
<table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td></td> </tr> </table>	担当				
担当					

中期取組目標実現に向けた「三つのプラン」

学校教育目標

「たくましく、生きる力を育むために」
○自ら学習に意欲的に取り組む姿勢と、確かな学力を育てます。【知】
○豊かなかかわり合いを通して社会性を育み、思いやりの心を育てます。【徳】【公】
○自他の生命を尊重し、心身の健康を維持・向上していく力を育てます。【体】【開】

教育課程全体で 育成を目指す資質・能力

<言語能力>
<豊かな心・健やかな体>
<コミュニケーション力>

具体化した資質・能力

感じ、考えたことを言葉にし、明確に伝える力
集団生活、社会生活の中での主体性・積極性・協調性

中期取組目標

○生徒一人ひとりを大切にしながら、まちとともに歩む学校づくりを進めます。
・学習意欲を高め、確かな学力を身につける授業の実践を進めます。
・あいさつと人権尊重の精神を基盤に、思いやりの心を育てます。
・地域の一員としての自覚を持たせ、豊かな関わり合いを通じた社会性を育てます。

学力向上アクションプラン

Table with 2 columns: 重点取組分野 (学習指導) and 具体的取組 (①育成をめざす資質・能力をふまえた校内授業研や小中一貫教育推進ブロック内で授業研を行うことで、生徒が主体的に取り組む授業づくりを進めていく。②日々の授業を大切にしながら、生徒からのアンケートや校内授業研究の振り返りをもとに授業改善を行う。)

学力向上に関わる本校の状況
(1)学力の概要と要因の分析
(2)教科学習の状況
(3)経年変化の状況と要因の分析(学習・生活意識調査を含めた分析)

今年度の目標

言語活動を充実させ、知識や技能の習得のみならず、学習意欲の向上や主体的な課題解決力を定着させる授業を行います。

目標を実現するための具体的行動プラン

【国語】学びのプランの配布など、単元のめあてを事前に提示し、生徒が主体的に授業に臨むことができるようにします。
【社会】基本的知識に加えて高度な応用的内容や細かい知識にも踏み込んだ授業を展開します。
【理科】「間違えてもいいから自分で答えよう」のよびかけと、何がいけなくて間違えたのかを説明する場面を設定します。
【音楽】個別指導を充実させ、苦手意識を持つ生徒に対する支援をいねいに行います。
【美術】学習のねらいを明確にし、課題達成に向けて計画的に取り組ませよう努めます。

豊かな心の育成推進プラン

Table with 2 columns: 重点取組分野 (人権教育) and 具体的取組 (①小中一貫教育推進ブロックのあいさつ活動を意識し、「誰もが過ごしやすい学校づくり」を連携して進める。②さまざまな体験や活動、多くの人との関わりを通じ、人権感覚や、地域の一員としての自覚を高める。)

豊かな心に関わる本校の状況

生徒は進んであいさつをすることができ、落ち着いた学校生活を送っている。
周囲の状況を考慮しながら正しい判断の元に、自己主張ができること、また自分に直接関わらない物事に対しても目を向け、思いやりの心で接する姿勢をさらに伸ばしたい。

今年度の目標

学校行事や各教科の活動を通して、生徒の豊かな感性を培い、人権感覚を育み、人のかかわり合いの中で思いやりを持った行動や発言ができる心を育てる。

目標を実現するための具体的行動プラン

「道徳の時間」「体験活動」の充実
・様々な教材を吟味して、多方面から考えることのできる道徳授業の研究と、その授業内容について教員同士の研修などを行う。
「体育祭」「合唱コンクール」を通して
学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、協力・他者への思いやりなど意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
「人権教育・社会教育」の充実
・キャリア教育を充実させ、進路について望ましい動労観・職業感を育てる。
「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」
人権の尊重や自分たちの身近な社会、さらに日本の文化伝統、世界の歴史や現状についての知識を高める。
「平和学習」
・修学旅行での「平和学習」の事前学習・体験を通して人権尊重の精神を育てるとともに、自他の人権を大切にする精神や、自尊感情の育成を図る。

健やかな体の育成プラン

Table with 2 columns: 重点取組分野 (健康教育) and 具体的取組 (①体育活動を通じて多様な運動を体験させ、運動習慣の形成や体力向上を図り、健康的なスポーツ活動を楽しむ基盤を育む。②生徒が主体的に健康な生活を実践できるよう、健康や安全についての理解が深まる取組を進める。③給食の全員喫食に合わせ食育の推進を図り、校内体制を整え健全な食生活の推進に繋げる。)

健やかな体に関わる本校の状況

生徒は進んであいさつをすることができ、落ち着いた学校生活を送っている。
周囲の状況を考慮しながら正しい判断の元に、自己主張ができること、また自分に直接関わらない物事に対しても目を向け、思いやりの心で接する姿勢をさらに伸ばしたい。

今年度の目標

学校行事や各教科の活動を通して、生徒の豊かな感性を培い、人権感覚を育み、人のかかわり合いの中で思いやりを持った行動や発言ができる心を育てる。

目標を実現するための具体的行動プラン

「道徳の時間」「体験活動」の充実
・様々な教材を吟味して、多方面から考えることのできる道徳授業の研究と、その授業内容について教員同士の研修などを行う。
「体育祭」「合唱コンクール」を通して
学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、協力・他者への思いやりなど意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
「人権教育・社会教育」の充実
・キャリア教育を充実させ、進路について望ましい動労観・職業感を育てる。
「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」
人権の尊重や自分たちの身近な社会、さらに日本の文化伝統、世界の歴史や現状についての知識を高める。
「平和学習」
・修学旅行での「平和学習」の事前学習・体験を通して人権尊重の精神を育てるとともに、自他の人権を大切にする精神や、自尊感情の育成を図る。

令和8年度 各学年の目標・個別支援学級教育目標

1 学年 学年目標

- 基本的な生活習慣を身に付け、健康に配慮し、新たな集団生活を豊かなものにします。
- 集団の中で自分の意見を伝え、相手の意見も理解し、互いに受容できる生徒の育成に努めます。
- 基礎的な学習習慣を身に付け、自主的に学習を進める生徒の育成に努めます。

2 学年 学年目標

- 基本的な生活習慣を定着させ、進んで健康に配慮し、先を見て自律的に動く生徒の育成に努めます。
- 多様な意見や立場があることをふまえ、相手と協力し、課題を解決する力の育成に努めます。
- 自らの適性や進路について考え、自律的に学習を進める態度を育成します。

3 学年 学年目標

- 中学生としての自覚と責任をもたせます。
- 生徒自らが様々な活動を通して、明るくのびのびと、意欲的に活動できる学年環境をつくります。
- 自他ともに大切にす、人間関係を重視した指導体制を確立し、基本的な生活習慣の定着をはかります。

個別支援学級 教育目標

【基本的な考え方】

- 生徒一人ひとりの自己表現力を伸ばすとともに、社会生活に必要な態度と能力を育成し、現在および将来の社会参加・自立の基礎を培います。

【目標】

- 障がいのある生徒が自己選択・自己決定し願いや思いを実現できるように、それぞれの実態に応じた支援に努めます。
- 人や自然との関わりを具体的な活動を通じて身につけ、より質の高い生活を自ら目指していくように、態度や能力を育成します。
- 生涯にわたる「生きていく力」を育みます。

令和8年度 生活のきまり

R8年4月

★は特に意識してほしいところです。

登校時

- ・8時20分から8時35分までに登校する。40分のチャイムが鳴った時点で着席していない生徒は遅刻とする。★
- ・登校後、下校時まで許可なく校外へ出ない。
- ・自転車での通学は禁止とする。

学校への連絡

- ・当日の欠席や遅刻については、8時20分までに保護者が『すぐる』にて学校へ連絡する。★
- ・事前に欠席、遅刻、早退が分かっているときは、生徒手帳の連絡欄を利用し、担任に見せる。
- ・朝学活後に登校した場合は、職員室に行き『遅刻カード』を記入して、授業担当者に渡す。

服装・上履き

① 標準服について

- ・式典では正装、(リボン・ネクタイ着用)で参加する。
ただし、10月の「分期式」ではブレザー、リボン・ネクタイはなしでも可とする。★
- ・ワイシャツは白とする。式典以外はポロシャツ(白・無地)を着用してもよい。
- ・式典に参加する際を除いて、ワイシャツの上にセーター・ベスト等を着用してもよい。
- ・ブレザーを着用しない状態でセーター等だけでの登下校は不可とする。
セーター・ベスト等は原則、無地でTPOをわきまえ華美でないものとする。★
- ・スカート丈は腰部分を折らないで着用し、スカート丈は膝頭部分までを目安とする。
- ・スカートの下にスウェットやジャージ等をはかない。タイツ等は着用してもよい。
色はセーター等を基準とする。



② 学校指定ジャージについて

- ・体育の授業のある日はジャージ登校とする。★
- ・学校指定ジャージや体操着以外のものを防寒目的で使う場合(ストッキング・タイツ・アンダーシャツ等)は、外に見えないようにする。★
- ・ジャージの上着の前チャックを全開にしたままで活動しない。



③ 防寒について

- ・教室に入ったらコート等の防寒着はぬぐ。
- ・コート、マフラー、手袋、帽子はTPOをわきまえ華美でないものとする。また校舎内では着用しない。
- ・ひざ掛けを使用してもよいが、教室外では使用しない。また試験時は使用できない。

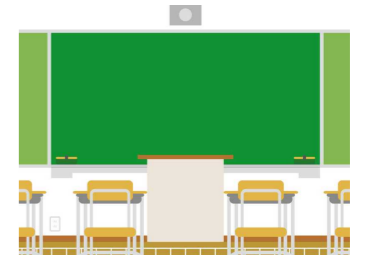


④ 身なりについて

- ・頭髮の染色・脱色、化粧(カラーコンタクトも含む)をしない。★
- ・ピアス、アクセサリ等は付けない。色付きリップを付けない。★
- ・校内で部活動の服装を着用しない。
- ・髪ゴム等はTPOをわきまえ華美でないものとする。
- ・上履きの足の甲とかかと部分には必ず記名をする。★
- ・上履きを忘れた生徒は上履き貸し出しカードにクラスと名前を書き、担任または学年の先生に申し出て上履きを借り、下校時に返却する。
- ・上履きのかかとを踏まない。★

持ち物

- ① 学校生活に必要なものを持って来ない。
 - ・自分の持ち物には必ず記名をする。(ラベルシール等も可)★
 - ・携帯電話、スマートフォン等は持ってこない。★
※連絡手段として必要な場合は、保護者承諾のもと、持ってくることもできる。
その場合は生徒手帳やスグールにて理由を明らかにし、登校後は必ず先生に預ける。★
 - ・カッターなどの刃物は許可なく持って来ない。★
 - ・生徒手帳は常に携帯する。
 - ・忘れ物があっても、物の貸し借りは禁止する。★
- ② 飲食
 - ・お菓子類は持って来ない。
 - ・水筒、ペットボトルは持参してもよいが、持ち帰ること。中身はお茶、スポーツドリンク等が望ましい。
 - ・紙パック、缶類は持って来ない。
 - ・昼食は、お湯を必要とするもの等は持って来ない。
 - ・飲み物は、自動販売機で購入することが可能。



休み時間・昼休み

- ・授業と休み時間のけじめをつけ、チャイム着席を守る。2分前には着席して準備しておくようにする。
- ・他学年のフロア、他クラスには入らない。★
- ・廊下は絶対に走らない。(非常時も)★
- ・昼休みはトランプ、UNO、百人一首を使用してもよい。
- ・昼休みは貸し出し用ボールを使って、グラウンドで遊んでもよい。生徒手帳と引替えに借りることができる。予鈴が鳴り始めたら使用をやめ、返却すること。返却が雑な場合は使用を禁止します。

保健室の利用

- ・体調不良などで保健室を利用する場合は、授業の先生や学級担任または学年の先生に伝えてから利用する。登下校中、学校内(授業中、部活動中)などでけがをしてしまったときも、担任の先生や保健室に早めに連絡すること。

放課後・下校時

- ・放課後、活動がない生徒は速やかに下校する。買い食いは禁止。
- ・下校後はどこかへ立ち寄りたり近隣の方に迷惑になるようなことはしない。
- ・下校後や休日に学校に用事がある場合は標準服かジャージで来ること。

～完全下校時刻～

4月：18:00
5月：18:00
6月：18:00
7月：18:00
8月：18:00
9月：17:45
10月：17:30
11月：17:00
12月：17:00
1月：17:00
2月：17:30
3月：17:45

質問がある場合や、疑問に思ったことは先生に相談してください。

教育相談について

中学生という時期は、精神的にも、身体的にも大きく成長する時であり、それにともない悩みや不安が生じやすくなります。身体や性格、性に関するもの、勉強や進路、家庭や学校生活、先生や友人などの対人関係等で困ったときには、いつでもご相談ください。

また、学校として、4月の学年がスタートする際や夏休みや冬休みなどの長期休業後には、担任と生徒の2者面談の機会を設けるなど、積極的に生徒との相談の機会を設けています。

公的相談機関（いじめ、不登校、友人関係、学習・進路などに関するあらゆる相談）

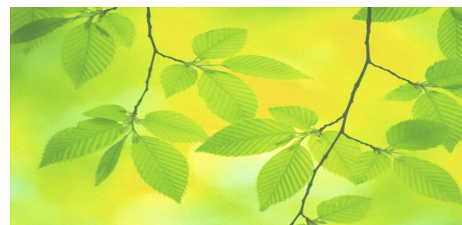
○横浜市教育総合相談センター 671-3726（月～金 9:00～17:00）

○青葉区子ども・家庭支援相談 978-2460（青葉区役所内、月～金 8:45～17:00）

「心の教室」について

学校カウンセラー（臨床心理士）を2名配置して、専門家による相談活動を行っています。

場 所	本校「心の相談室」
日 時	毎週月・水曜日
時 間	9:00 ～ 16:00（予約制）
電話番号	045（975）2081（直通）



特別支援教育について

横浜市では「特別支援教育の視点をもった学級・授業づくり」を行っています。校内では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別な教育的支援の必要な生徒について、個別の教育支援計画、指導計画を作成し、適切な支援を行っています。

また、必要に応じて、校内の特別支援教育に関する委員会で、在籍する学級を離れて指導及び支援を受けることが適切であると判断された生徒は、特別支援教室を利用することができます。

個別支援学級について

本校には、一般学級の他に集団ではなかなか自分の能力や個性を發揮しにくい生徒の学習の場として、個別支援学級が設置されています。この学級では、将来可能な限り積極的に社会生活に参加できるよう、個々の課題に応じた指導を行っています。

また交流学習として、個別支援学級の生徒もそれぞれの交流級の中に入って各学年の行事に参加しています。それによって一般学級の生徒たちも、個別支援学級の生徒たちのことを理解し、共に生活し、生きていくことを学習していきます。

なお、お問い合わせ、見学希望などありましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。随時受け付けます。



横浜市立谷本中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定
令和元年6月12日改訂
令和5年2月21日改訂
令和6年2月20日改訂
令和8年2月2日改訂

はじめに

文部科学省及び横浜市いじめ防止基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法第13条」をもとにいじめは絶対に許されない行為ととらえ、谷本中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。在籍する生徒等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有することから、保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図ります。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

学校は、生徒一人ひとりが互いに認め合い、共に学び、自分の良いところを見つけ、伸ばそうとする意欲を学校生活全般の中で引き出していく場所である。その為に、教職員は、生徒が意欲を持って取り組むことができる授業や学校行事を通して、望ましい人間関係づくりを行い、いじめが起こりにくい学校風土づくりをする。

また、全ての生徒がその個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処に学校全体で取り組んでいく必要がある。そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいく。そのための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- ① いじめは特定の生徒や特定の立場の人だけの問題ではなく、広く学校全体で真剣に取り組む必要があるものである。
- ② 生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③ 学校、保護者、地域、関係諸機関等は、生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、校長、副校長、生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生活指導部長、人権教育推進担当等を基本とする。

※必要に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加を求める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- ・学校いじめ防止対策委員会は月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を行う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を行う。

①未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

②事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

月	取組内容	
4	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・生徒理解研修 生活に関わるアンケートと教育相談①	入学式、学年集会
5	いじめ早期発見のためのアンケート（記名式・教育相談）	
6	YPアセスメント実施①	学校家庭地域連携事業実行委員会
7	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） SOSの出し方プログラム	保護者面談
8	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議（青葉区内での話し合い） 生活に関わるアンケートと教育相談②	
9	横浜子ども会議（青葉区内での話し合いを受けて、校内での取組）	
10		
11	YPアセスメント実施②	
12	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ早期発見のためのアンケート（無記名式・教育相談） いじめ防止市民フォーラム	保護者面談
1	生活に関わるアンケートと教育相談③	
2	学校いじめ防止基本方針の見直し	学校運営協議会 新入生保護者説明会
3	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	月初めに生活アンケートを実施 いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止・早期発見

- ・横浜子ども会議の取組等を通じて、生徒が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。
 - ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム（各種指導計画等）を策定する。
 - ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・「体育祭」「合唱コンクール」など学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、周囲の協力や他者への思いやりなどを意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
 - ・「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」を道徳教育と関連づけ、全体で取り組み、自分たちの身近な社会、さらに日本の伝統文化・世界の歴史や現状についての知識・理解を深める。
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などを活用し、子どもたちの主体的な取組を支援する。
 - ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施を行う。
 - ・月初めに定期的なアンケートや教育相談を実施する。
 - ・人権週間およびいじめ解決一斉キャンペーンにおける全市一斉のアンケートの実施及び年間3回の教育相談の実施を通して生徒と向き合う。また、年2回個人面談を行い保護者と情報交換・共有を図っていく。
- 必要に応じてPDCAサイクルでの検証を行い、いじめを見逃さない体制をつくり、早期発見・早期対応を

図る。

- ・保護者、地域、関係諸機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発を行う。
- ・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを構築し、こまめな情報共有に努める。
- ・担任に限らず、生徒指導専任教諭、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることを周知する。

(2) いじめに対する措置

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定を行う。
 - ・いじめを受けた生徒及びその保護者に寄り添った対応を行う。
 - ・いじめが解消（※1）に至るまでの支援や教職員の役割分担を行う。
- ※1 いじめの解消は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめを行った生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策を検討する。
 - ・いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報または相談する。
 - ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号）

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

横浜市立谷本中学校の学習評価活動について

1. 連絡票について

本校は、2学期制であり、連絡票を各学期末に作成し提示しております。年間1冊のファイルを配布し、そのファイルに、学期ごとの連絡票をファイリングする形式となります。

2. 評価・評定について

本校では、「観点別評価」及び「評定」について、次のように捉え、「目標に準拠した評価」をすすめています。

○各教科における評価

・「観点別評価」

各教科の全体の目標について観点（3観点）ごとに分析的な評価を行い、各教科の目標に対して実現状況（達成度・到達度）を次のように5段階で示します。

- | |
|--|
| A ^o … 十分に満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの |
| A … 十分に満足できると判断されるもの |
| B … おおむね満足できると判断されるもの |
| C ^o … 努力を要するものと判断されるもの |
| C … 一層努力をようすると判断されるもの |

・「評 定」

各教科の「観点別評価」を基本的な要素として、それを総括して、各教科の全体の目標に対して実現状況（達成度・到達度）を総合的に次の5段階で示します。

- | |
|----------------------------------|
| 5:「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの」 |
| 4:「十分満足できると判断されるもの」 |
| 3:「おおむね満足できると判断されるもの」 |
| 2:「努力を要すると判断されるもの」 |
| 1:「一層努力を要すると判断されるもの」 |

○観点別評価から総括的評価の出し方

各教科の総括的評価を連絡票の評定欄に5・4・3・2・1の数字で記入します。観点別評価から評定の出し方は、県教育委員会が県内のすべての中学校に統一した方法を次のように示しました。

まず、観点別状況評価の結果を点数化します。

A^o（5点）、 A（4点）、 B（3点）、 C^o（2点）、 C（1点）

【観点別評価の評価】

組合せの代表例(合計値)	評定と規準
A° A° A° (15) A° A° A (14)	5 十分満足できると判断されるもののうち、 特に程度の高いもの (15点～14点)
A° A° B (13) A A A (12) A° B B (11)	4 十分満足できると判断されるもの (13点～11点)
A B B (10) B B B (9) B B C° (8)	3 おおむね満足できると判断されるもの (10点～8点)
B C° C° (7) C° C° C° (6) C° C° C (5)	2 努力を要すると判断されるもの (7点～5点)
C° C C (4) C C C (3)	1 一層努力を要すると判断されるもの (4点～3点)

○学習評価の観点

「知識・技能」

各教科などにおける学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

「思考・判断・表現」

各教科等の知識及び技能を獲得し、思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価するものである。

「主体的に学習に取り組む態度」

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力などを身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価するものである。

○評価を進めるにあたって

各教科とも次の表にあるように、観点ごとに生徒の活動・場面について様々な視点・方法で評価を進めています。

◎・・・・・・特に重視すること ○・・・・・・・・・・重視すること

※ 評価方法は年間を通じて行われるもので、各期において、必ずしもすべての項目について評価されるものではありません。

※ 学年末の成績は、前期からの累積で評価いたします。

国語科

評価の方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（学習への姿勢）			◎
ワークシート	○	○	◎
ノート		○	◎
作文	○	◎	○
スピーチ	○	◎	○
書写	◎		○
漢字テスト	◎		○
定期テスト	◎	◎	○
自己・相互評価		○	◎

社会科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
学習計画・振り返りシート			◎
自己内評価		○	○
定期テスト	◎	◎	○
小テスト	◎	◎	○
調べ学習・レポート	○	◎	◎
観察法(粘り強く取り組む様子)		◎	○（自己内評価を含む）

数学科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
問題集・レポート	◎	◎	◎
小テスト・章末テスト	◎	◎	○
課題学習（プリントなど）	◎	◎	◎
観察法(粘り強く取り組む様子)	○	○	◎
定期テスト	◎	◎	○

理科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（取り組む姿勢）	○		○
作品法（プリント・レポート等）	◎	◎	◎
小テスト	◎	○	○
定期テスト	◎	◎	○

音楽科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（授業観察）	○	○	◎
プリント・レポート等	◎	◎	◎
技能テスト	◎	◎	○
定期テスト	◎	◎	○

美術科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
授業内評価	◎	◎	◎
作品評価（途中経過含む）	◎	◎	◎
ワークシート アイデアスケッチ	◎	◎	◎
鑑賞・振り返りカードなど	○	◎	◎
定期テスト	○	○	

保健体育科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
授業観察	◎	◎	◎
学習カード	○	◎	◎
発表・技能テスト	◎	○	○
定期テスト	◎	○	○

技術・家庭科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（行動・発言）	○	○	◎
ノート、レポート等	○	◎	◎
作品	◎	○	○
定期テスト	◎	◎	○

英語科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
会話やディスカッション などの言語活動	○	◎	◎
スピーチ発表や スピーキングテストなど	○	◎	◎
リーディング（読解）	○	◎	○
リーディング（音読）	◎	○	◎
レポート	○	◎	○
小テスト （単語テストなど）	◎	◎	○
定期テスト	◎	◎	○
ノート・ワークなど			○
自己観察			◎

3. 相談活動について

・個人面談（7月、※10月、12月）

長期休業の前に、生活・学習を中心に保護者と共に面談を行います。

※10月の面談は、3年生のみ、前期成績より進路決定に向けての相談です。

※3年生の12月の個人面談では、3年生の進路成績を提示します。

提示する形式は、教科の成績及び調査書記載事項の確認内容となりますので、連絡票の形式ではなく別形式となります。

・教科相談

前後期の最終日に、日頃の学習や長期休業中の学習方法、評価・評定についての相談活動を行います。

中学校の進路指導について

1. 進路指導の柱

中学校の進路指導には2本の柱があります。一つは、人としての生き方に関わる「**キャリア教育**」、もう一つは「**卒業後の進路先の決定**」までの選択や手続きの指導です。

社会の変化とともに、社会から求められる力も変わっていきます。いわゆる知識・技能の習得だけでは、複雑で変化の激しい現代社会を乗り切ることが困難です。学校卒業後も学びを継続し、課題解決に向かえる意欲と、情報を選択して主体的に判断し社会の中での位置を築いていく力が必要となってきます。

学校での学習も、それぞれの教科で知識や技能を身につけるだけでは不十分で、知っていることやできることをどう使うかが重要になってきます。それは、各教科での思考力・判断力・表現力にとどまらず、実社会の様々な場面で活用していく能力につながるものです。また、現代における社会問題や、生きていく上での課題は、一つの教科の知識や技能だけで解決できるものではありません。各教科を横断的にとらえて学びを深めていかなければなりませんし、グローバルな視野で考えることも要求されます。そのような視点で、学校教育の様々な場面でキャリア教育を実践していきます。ご家庭においても、生徒自身が本当の意味での進路の実現（よりよく生きていくこと）ができるように、ご支援をお願いいたします。

なお、キャリア教育とは「一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」のことでありますが、これは単にどのような職業に就くかということだけではなく、様々な立場をもつ一人の人間としてどう生きていくかということと、社会全体に関わることとなります。

谷本中学校キャリア教育の3年間の内容（概要）

	おもな学習内容
1 学年	豊かで充実した中学校生活 基本的な生活習慣 集団の中での自分の役割 礼儀 自分の興味・適性 自分の将来 いろいろな職業 勤労の意義
2 学年	卒業後の進路 上級学校の種類と選択 公立高校入学者選抜制度について 学校行事での2年生としての役割 職業体験 勤労の意義と生きがい
3 学年	最上級生としての役割 基本的な生活習慣 説明会や体験授業への参加 学習や行事へのとりくみ 進路先決定に必要な情報収集 入試や面接への備え

2. 中学校の役割とご家庭へのお願い

中学校では生徒が自分で主体的に考え判断し、責任を果たすことができるよう、「キャリア教育」の考えに則って支援を行います。その中で、ご家庭でお願いしたい支援がございます。家庭・学校が上手に連携し、豊かな相乗効果を生み出せることを期待しています。

【中学校での支援】	【ご家庭にお願いしたい支援】
生徒自身の自己理解能力を高める	生活環境と習慣を整える
進路に関する情報の提供	意欲をひき出す
進路選択に関する相談	よく話し合い、子どもの気持ちをよく知る
入試などの具体的な手続きの指導 など	経済的な支援 など

3 学年進路 年間計画 ※参考資料（例年度版）

以下の年間計画を実行するにあたって、次のことを大切にしながら取り組んで参ります。

- ① 進路指導には学年全職員で取り組んでいきます。ただし、生徒・保護者との個人的な進路相談は学級担任を第一とします。
- ② 単なる進学指導にならないように留意し、生徒の将来を共に考えていきます。
- ③ 情報交換を密に行い、必要な情報は可能な限りお伝えしていきます。

月	進路に関わる事項
4	進路に関する動機付け
5	進路について家族と話し合う 第1回進路希望調査
6	前期中間試験 第2回進路希望調査
7	第1回進路説明会、個人面談（三者面談） 高校体験入学等開始、
8	学校（高校）見学や説明会等に参加
9	教育相談週間 高校での学校説明会に参加 前期期末試験 第3回進路希望調査
10	進路面談（三者面談）… 2学期成績が上がったとき、下がったとき、変わらないときを考え志望校を絞っていく。 高校での学校説明会に参加
11	第2回進路説明会 高校での学校説明会に参加 第4回進路希望調査（最終）… 面談を通して志望校を検討 単身赴任等で親権者の住所が県内にない場合、志願資格承認申請が必要 （希望調査に住所を記入） 後期中間試験 就職希望者は職業適性検査・職業相談 進路用成績確定（調査書用）
12	個人面談（三者面談）… 進路希望調査を基にして私立推薦受験校決定・私立受験校決定 【 <u>私立は最終決定です</u> 】→ 3年職員で各私立高校へ事前入試相談をしていきます。 志願資格承認申請 面接練習指導 私立推薦受験者… 推薦委員会で承認された人が校長、副校長面接を行います。 就職希望者は事業所見学・希望事業所決定
1	願書下書き開始 推薦受験者願書完成 推薦受験者出願 公立受検校決定 私立推薦入試・発表 公立共通選拔出願 就職希望者は入社試験開始
2	公立共通選抜志願変更 私立高校一般入試および合格発表 学年末試験 公立検査（共通選抜）および合格発表
3	学年末成績確定 私立2次募集 卒業式 公立共通選抜2次募集 公立定通分割検査（入試）および合格発表 公立定通分割2次募集検査（入試）および合格発表

中学校の一年間（例年）				
	新入生	保護者	2・3年	備考
前期				
4月	入学式 新入生歓迎会 教育相談週間 生徒会オリエンテーション 部活動オリエンテーション 仮入部 新体力テスト	入学式 部活動保護者説明会	着任式・始業式 離任式 新入生歓迎会 全国学力学習状況調査	避難訓練
5月	体育祭 横浜市学力学習状況調査 郷土理解学習（田植え）		2年 自然教室（千葉方面） 3年 修学旅行（関西・広島方面）	
6月	授業参観 生徒総会 前期中間テスト （国社数理英5教科）	授業参観・懇談会		地区懇談会 学校運営協議会
7月	個人面談 大掃除 夏休み	個人面談	3年 進路説明会	
8月	夏休み 教育相談週間			
9月	前期末テスト （国社数理音美保体技家英9教科）		実用英語技能検定（3年）	防災訓練
10月	生徒会本部役員選挙 前期終業式			
後期				
10月	後期始業式 郷土理解学習（稲刈り） 合唱コンクール		3年個人面談（進路）	
11月	小中交流会 後期中間テスト （国社数理英5教科） 総合学習 職業講話 個別支援級 宿泊行事		3年 進路説明会（第2回） 個別支援級 宿泊行事	学校運営協議会
12月	個人面談 大掃除	個人面談	個人面談	避難訓練
1月	教育相談週間 校内書初め展 校外学習（遠足）		総合学習 キzzaニア（2年）	
2月	学年末テスト （国社数理音美保体技家英9教科）			学校運営協議会
3月	球技大会 百人一首大会 大掃除 修了式		卒業式	

○夏・冬休み明けの教育相談週間以外にも、毎月1回学校生活アンケートを実施し、相談活動の充実に努めています。

○全学年共通しているものは、「新入生」の列にまとめて記載してあります。

○おおまかな例年の流れです。状況に応じて変更などがあります



		前期 (99日)						後期 (104日)					
日		4月 (17日)	5月 (18日)	6月 (21日)	7月 (13日)	8月 (3日)	9月 (19日)	10月 (21日)	11月 (19日)	12月 (19日)	1月 (16日)	2月 (18日)	3月 (18日)
1	水		金	月 [3年]代休	水	土	火	1 木 [1年]郷土理解予備 【個別】個別合同体育祭	日	火 個人面談① 文化学習発表(~11日)	金 元日	月	月
2	木		土	火 開港記念日	木 [3年]第1回進路説明会	日	水	2 金	月	水 個人面談②	土	火 [3年]学年末試験 【個別】ブロック小中交流	火 専門委員会①
3	金		日 憲法記念日	水	金	月	木	3 土	火 文化の日	木 個人面談③	日 学校閉庁期間(~1/3)	水	水
4	土		月 みどりの日	木 専門委員会③	土	火	金	4 日	水	金 個人面談④	月	木	木 中央委員会①
5	日		火 こどもの日	金 授業参観・懇談会	日	水	土	5 月 生徒会役員選挙	木	土	火	金	金
6	月		水 振替休日	土	月 個人面談①	木	日	6 火	金 [3年]第2回進路説明会	日	水	土	土
7	火	着任式・始業式 入学式	木	日	火 個人面談②	金	月	7 水	土	月 個人面談⑤	木 朝会(表彰含む)	日	日
8	水	離任式・新入生歓迎 生徒会・部活動オリ	金 全国学状況③	月 教育実習期間	水 個人面談③	土	火	8 木	日	火	金	月	月 [昨]卒業証書授与 式予行
9	木		土	火	木 個人面談④	日	水	9 金 分期式(3校時)	月	水	土	火 専門委員会⑩	火
10	金	A期開始	日	水 前期中間試験①	金 個人面談⑤	月 学校閉庁期間(~8/14)	木	10 土	火	木	日	水 中央委員会⑩	水 [昨]第80回 卒業証 書授与式
11	土		月 市学状①	木 前期中間試験②	土	火 山の日	金	11 日	水 後期中間試験①	金	月 成人の日	木 建国記念の日	木
12	日		火 専門委員会② 市学状②	金 前期中間試験③ 中央委員会③	日	水	土	12 月 スポーツの日	木 後期中間試験②	土	火 専門委員会⑨ 校内書き初め展(~1月29日まで)	金	金
13	月	部活動仮入部(~5/1日(金))	水	土	月	木	日	13 火 [3年]個人面談①	金 後期中間試験③	日	水	土	土
14	火		木 中央委員会②	日	火 専門委員会④	金	月 前期期末試験①	14 水 [3年]個人面談②	土	月	木 中央委員会⑨	日	日
15	水		金	月	水	土	火 前期期末試験②	15 木 [3年]個人面談③	日	火 専門委員会⑧	金	月 [1.2年]学年末試験 ①	月
16	木	避難訓練①	土	火	木 中央委員会④	日	水 前期期末試験③	16 金 [3年]個人面談④	月 B期開始 【個別】個別宿泊①	水	土	火 [1.2年]学年末試験 ②	火
17	金		日	水	金 朝会(表彰) 大掃除	月	木 専門委員会⑤	17 土	火 専門委員会⑦ 【個別】個別宿泊②	木 中央委員会⑧	日	水 [1.2年]学年末試験 ③	水
18	土		月 体育祭予行	木 生徒総会(5・6校時)	土	火	金 中央委員会⑤	18 日	水	金	月	木	木
19	日		火 体育祭予行予備日	金	日	水	土	19 月 [3年]個人面談⑤	木 中央委員会⑦	土	火	金 [2年]進路説明会	金
20	月		水 令和8年度 体育祭	土	月 海の日	木	日	20 火 専門委員会⑥	金	日	水	土	土
21	火	専門委員会①	木 体育祭予備日①	日	火 夏季休業(~8/26)	金	月 敬老の日	21 水	土	月	木	日	日 春分の日
22	水	[3年]全国学状①	金 体育祭予備日②	月	水	土	火 国民の祝日	22 木 児童生徒交流日① (谷本・つつじ・藤が丘) 中央委員会⑥	日	火	金	月 第1回学校保健委員 会	月 振替休日
23	木	中央委員会① [3年]全国学状②	土	火	木	日	水 秋分の日	23 金 児童生徒交流日② (さつき)	月 勤労感謝の日	水	土	火 天皇誕生日	火
24	金	校外学習説明会 部活動説明会	日	水	金	月	木	24 土	火	木 大掃除	日	水	水
25	土		月	木	土	火	金 [3年]実用英語技能 検定試験	25 日	水	金 朝会(表彰含む)	月	木	木 修了式・離任式・ 表彰
26	日		火 [2年]自然教室①	金	日	水	土	26 月	木 [1年]職業講話	土 冬季休業(~1/6)	火	金	金 学年末休業(~3/31)
27	月	部活動本入部開始 (~5/1)	水 [2年]自然教室②	土	月	木 朝会(表彰)	日	27 火	金	日	水	土	土
28	火		木 [1年]郷土理解 [3年]修学旅行①	日	火	金	月 [1年]郷土理解学 習(稲刈り)	28 水 合唱コンクール(大 和シリオスホール)	土	月	木 [1年]遠足(鎌倉方面) [2年]職場体験	日	日
29	水	昭和の日	金 [1年]郷土予備 [3年]修学旅行②	月	水	土	火	29 木	日	火 学校閉庁期間(~1/3)	金	月	月
30	木		土 [3年]修学旅行③	火	木	日	水	30 金	月	水	土	火	火
31			日		金	月		31 土		木	日		水

※[昨]は昨年度に基づいた実施時期の目安です。 ※年間行事予定は変更になる場合があります。詳細については各月の行事予定をご確認ください。

令和8年度保存版

災害発生時における対応について

1 特別警報・警報発令時<警報対象地域>横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部

◇特別警報 ◇暴風警報 ◇大雪警報 ◇暴風雪警報 ◇降灰予報	○午前6時に、左の警報が継続中の場合→休校(学校からは、連絡しません。) ○登校後に警報が出た場合は状況により校長が適宜判断します。(必要に応じすぐ一配) ○警報がなくても、「登校が危険である」とご家庭で判断した場合は、欠席にはなりません。 (学校より確認のため、保護者に連絡します。) ○気象情報は横浜市HP、TV、ラジオで。 ○校外行事は原則延期・中止ですが、目的地に警報がなく、時間をずらせば安全な時は実施。
--	--

2 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時

情報名	情報発表条件	学校の対応
条件② 地震発生の可能性が 相対的に高まった場合	地震発生の可能性が相対的に高まった場合	原則通常通りですが 全市一斉休校指示は →休校
条件① 調査を開始の場合	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか、調査を開始し、または継続している場合	通常通り
南海トラフ地震に 関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	

3 地震発生時

◇大規模地震発生時 横浜市内の何れかで 震度5強以上発生	○原則として、当日及び翌日は休校となります。 ・被害が少ない→校長判断で学校を再開することもあります。 ・被害の規模、程度により発災後3日程度経過後に学校の準備開始を想定。 ○登下校中は、学校か自宅か近いほうに避難します。 ・落下物(看板、外壁、ガラス)や塀、自販機や崖に注意し、近くの避難場所、公園、空き地などまずは安全な場所へ。 ※家庭でも通学路の確認を。 ○在校時→授業打ち切り→引き渡し依頼書により、生徒を引き渡します。
◇大規模地震に あたらない地震発生時	○震度5弱以下の場合→校長が適宜判断します。(必要に応じすぐ一配) ○次の場合は、学校で生徒預かり、引き渡し依頼書により生徒を引き渡します。 ・JR 横浜線、東急田園都市線共に運転再開の見込みが立たない ・学校および周辺地域が停電で、安全に帰宅させられない

※休日、夜間に地震が発生した場合は、生徒の状況を学校にお知らせください。

4 富士山等の噴火による火山灰の降灰 午前6時に降灰予報が発令されていれば休校

◇降灰予報	○午前6時以降または登校後、横浜市内に降灰予報が発表 ・預かり、引き渡し原則→保護者の連絡があれば下校も可能とします。
◇降灰継続	○降灰が継続している間は、休校となります。

※降灰量がわずか、安全面等に支障がない場合、教育活動を継続・再開することもあります。(必要に応じすぐ一配)

5 交通機関の計画運休に関する取り扱い

大型台風の接近や大雪の影響等で、市内鉄道会社全社(JR、東急、みなとみらい、京急、相鉄、市営地下鉄、シーサイドライン)の計画運休が判明した場合は、全市一斉休校となります。